

# 市役所からの お知らせ



\*市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、秋田市ホームページをご覧ください。http://www.city.akita.akita.jp/



12月は市税完納  
強調月間です

固定資産税第3期と国民健康保険第6期の納期限は来年1月6日(月)です。納付には便利な口座振替をご利用ください。また、納期限が過ぎた市税があるかたは年内に納付するようお願いいたします。

## ■休日納税窓口を開設します

12月の土・日、祝日に、次の日程で市・県民税、固定資産税、軽自動車税などの納税窓口を開設します。納税相談もできます。

日程▶12月21日(土)・22日(日)・28日(土)・29日(日)・30日(月)、午前8時30分～午後5時15分

受付場所▶納税課(市役所2階。守衛室側入口からお入りください)

## ●問い合わせ

納税課 ☎(866)2058

## 来年(度)から変わる 各種税制度

### ①市・県民税の均等割の税率が 変わります

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が制定されたことに伴い、平成26年度から35年度まで、臨時的

に市・県民税の均等割の税率をそれぞれ500円引き上げます。

・市民税は来年度から3千500円  
・県民税は来年度から2千300円

\*県民税には「秋田県水と緑の森づくり税」の800円が含まれます。

### ②給与所得の計算方法を一部変更

平成26年度から、当該年の給与などの収入金額が1千500万円を越える場合の給与所得控除額について、245万円の上限を設けます。変更後の給与所得の計算方法は次のとおりです。

・給与等の収入が1千万円以上1千500万円未満の場合▶収入金額×95% - 170万円

・給与等の収入が1千500万円以上の場合▶収入金額 - 245万円(一律)

### ③来年1月から記帳・帳簿などの 保存制度の対象者が拡大

個人の白色申告のかたのうち、前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計が300万円を越えるかたに必要な記帳・帳簿などの保存制度について、1月からこれらの所得が生ずべき業務を行うすべてのかた(所得税の申告がないかたも含む)が制度の対象になります。

### ④26年度から県内の全市町村で 給与からの特別徴収を一斉実施

所得税が給与から天引き(源泉徴収)されているかたは、市・県民税を納付書や口座振替で納付(普

通徴収)しているものがある場合、原則、26年度から市・県民税も天引き(特別徴収)での納付になりますのでご了承ください。

\*給与以外の所得があるかたは、その所得にかかる税額の納付方法を、申告手続きにより普通徴収にすることができます。

\*事業主を経由して送る市・県民税の特別徴収税額決定通知書は、所得などの個人情報部分を圧着加工し、本人ががして内容を確認できる様式に変更予定です。

## ●問い合わせ

市民税課 ☎(866)2055

## 償却資産申告書の 提出と建物の変更届を

工場・商店などを経営しているかたが事業で使う構築物、機械、工具、備品などを償却資産と言います。償却資産は固定資産税の対象となり、資産が所在する市町村に申告する必要があります。

償却資産をお持ちのかたへ、市から12月中旬に「平成26年度償却資産申告書」をお送りしますので、必要項目を記入し、1月31日(金)まで資産税課へ提出してください。

なお、課税対象の償却資産があるかたで申告書が届かないかたは、資産税課償却資産担当へご連絡ください。 ☎(866)2836

■家屋の取り壊しなど、建物の変更は届け出が必要です。まだ届け出ていないかたは資産税課家屋担当へ。 ☎(866)2057

## 不動産(田)を インターネットで 公表

国民健康保険税の滞納により差し押さえた不動産(田)を、インターネットの官公庁オークションで公売します。対象物件が農地のため、公売に参加するには秋田市農業委員会が交付する買受適格証明書が必要です。物件は国保年金課ホームページで閲覧できます。

参加申込▶1月7日(火)～20日(月)入札▶1月27日(月)～2月3日(月)

## ●問い合わせ 国保年金課収納推進室 ☎(866)2189

## 工業統計調査に ご協力をお願いします

工業統計調査は、製造業を営む事業所(従業者4人以上)の1年間の生産活動を明らかにするための調査です。調査員証を持った調査員が、12月中旬から対象事業所へ調査票の配布に伺いますので、ご回答をお願いします。

●問い合わせ 情報統計課調査統  
計担当 ☎(866)1964

●人口▶320,260人(+106) …10月分 出生▶206人  
 ・男▶150,590人(+82) 死亡▶230人  
 ・女▶169,670人(+24) 転入▶711人  
 \*1年前の人口▶321,964人 転出▶581人  
 ●世帯▶134,164世帯(+117) ( )内は前月比

## 新庁舎建設工事の落札者が決定

11月15日、秋田市新庁舎建設工事に係る入札を行い、技術評価と価格評価を合わせた総合評価点を算出した結果、参加2者のうち、「清水・千代田・シブヤ・田村建設工事共同企業体」が落札者に決まりました。入札金額(税抜き)は115億9千万円(予定価格は116億488万円)。詳しくは下記のホームページでご覧いただけます。

同企業体とは、仮契約を結んでいます。現在開会中の市議会の承認を得たうえで、本契約を締結。平成27年度末の新庁舎完成をめざします。

新庁舎建設室 ☎(866)8915  
 問い合わせ <http://www.city.akita.akita.jp/city/gn/op/kouji/koukoku.htm>



活発であまり吠え  
 ません。駆虫済、  
 フィラリア予防済、  
 混合ワクチン2回  
 接種済。しつけは、  
 「座れ」「伏せ」「待て」

## しつけ教室のモデル犬をお譲りします

市保健所で開催している「犬のしつけ教室」で、モデル犬として活躍してくれた犬(写真)を市民のかたへお譲りします。

譲渡犬▶今年4月24日に捕獲した4歳のオスの犬。犬種はミニチュアピンシャー。毛色は黒茶。性格は

が  
でき  
ます

譲渡方法▶書類審査で要件を満たしたかたの中から、抽選で譲渡人を仮決定。譲渡前に講習を受けて

もらい、その後犬と対面し、気に入ったら譲渡成立になります

申し込み▶12月6日(金)~16日(月)の平日に、市保健所衛生検査課(八橋)の窓口で譲受申込書に記入

\*今回に限らず、保健所から犬猫の譲渡を希望するかたはご連絡

ください。

●問い合わせ  
 衛生検査課 ☎(883)1182



乳がん検診を受けましょう

来年3月31日時点で40歳以上で

偶数歳の女性と、乳がん検診クーポン券をお持ちの女性を対象に、

乳がん検診の集団検診を行います。

この検診はマンモグラフィ撮影と視触診検査を同日に行います。

検診料は、40歳代が2千100円、50歳以上が千400円。事前にお申し込みください。

乳がん検診クーポン券(無料)交付の対象となるかたの生年月日

- ・昭和27年4月2日~28年4月1日
- ・昭和32年4月2日~33年4月1日
- ・昭和37年4月2日~38年4月1日
- ・昭和42年4月2日~43年4月1日
- ・昭和47年4月2日~48年4月1日

\*券をなくしたかた、秋田市への転入者は保健予防課へご連絡を。

検診の会場・日時(各日先着40人)

■中央健診センター(川尻町)

1月16日(木)13:00~14:00

1月22日(水)13:00~14:00

2月5日(水)9:30~10:30

2月13日(木)12:30~13:30

2月19日(水)13:30~14:30

■北部市民サービスセンター

12月18日(水)13:00~14:00

■西部市民サービスセンター

1月8日(水)13:00~14:00

1月30日(木)9:30~10:30

■秋田テルサ(御野野)

2月27日(木)9:30~10:30

申し込み▶12月9日(月)午前8時30分

分から保健予防課 ☎(883)1176~8

\*市ホームページでパソコンや携帯電話からも検診の申し込みができます。

「秋田市電子申請・届出サービス」で検索してください。



秋田市内の業者が、秋田市でとれた農畜水産物を主原料として作った加工品を「秋田地域特産品」として認定します。

認定期間は原則3年で、認定証を交付するほか、特産品マーク(右)を使用できます。

また、地産地消を推進する各

種イベントに参加できます。

これまでに認定された特産品▶

モロヘイヤめん(雄和)、宝川みさこ餅(下北手)、あきた落ピクルス(仁井田)など24品

特産品の応募▶農林総務課(八橋本町六丁目12-1)にある申請書で、

12月9日(月)から27日(金)(必着)までにお申し込みください。

加工品について細かな規定があります。詳しくは、農林総務課へお問い合わせ

ください。 ☎(866)2115



町内会などの地域団体を支援するため、各地区のコミュニティセンターなどで、相談に応じたり、

情報を提供する窓口を開設しています。

担当職員がコミセンなどを巡回して、「地域づくり交付金」を活用した事業の紹介なども行っています。

巡回日程など、詳しくはお問い合わせください。

北部・西部・河辺・雄和地域の問い合わせ▶各市民サービスセンターへ。

北部 ☎(893)5968

西部 ☎(888)8080

河辺 ☎(882)5421

雄和 ☎(886)5550  
 東部・南部・中央地域の問い合わせ▶市民協働・地域分権推進課(市役所分館2階) ☎(866)2764